

# マイナンバー法案等について

「マイナンバー法案」 及び  
「マイナンバー法の施行に伴う関係法律の  
整備等に関する法律案」 の概要

# 第1章 総則(第1条～第3条)

## 目的(第1条)

- 個人番号及び法人番号を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受
- 手続の簡素化による国民の負担の軽減
- 現行個人情報保護法制の特例を定め、個人番号その他の特定個人情報(個人番号を含む個人情報。以下同じ。)の適正な取扱いの確保

## 個人番号及び法人番号の利用の基本(第3条)

- 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資すること。
- 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる仕組みを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
- 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

## 第2章 個人番号(第4条～第13条)

### 指定・通知、番号の生成(第4条、第5条)

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、書面により通知
- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求
- 個人番号の漏えい等、一定の要件に該当した場合のみ、個人番号は変更可能
- これらの市町村の事務は、法定受託事務とする。

### 再委託、個人番号利用事務実施者等の責務(第7条～第10条)

- 個人番号を利用する事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、当該事務の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託が可能
- 個人番号を利用する事務等を行う者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 同一内容の情報が記載された書面の提出を複数の番号関係手続において重ねて求めることがないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用に努める。

### 提供の要求、本人確認の措置、提供の求めの制限(第11条～第13条)

- 個人番号を利用する事務等を行う者は、当該事務を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号を利用する事務等を行う者に対し個人番号の提供、機構に対し個人番号、基本4情報の提供を求めることができる。
- 本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を義務付け
- 法定された場合を除き、個人番号の提供を求めることを禁止

# 別表第一

## 利用範囲(第6条)

### ○年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- ・国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- ・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

### ○雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- ・労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

### ○医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- ・障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- ・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- ・公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

### ○国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

### ○被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。

# 第3章 特定個人情報情報の保護等(第14条～第30条)

## 特定個人情報ファイルの作成の制限、特定個人情報保護評価等(第14条～第18条)

- 個人番号情報保護委員会は、特定個人情報情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針を作成・公表
- 行政機関の長等は、特定個人情報情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を実施
- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- 情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合などを除き、特定個人情報情報の提供を禁止

## 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供(第19条～第23条)

- 情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報情報の提供を求められた場合、当該特定個人情報情報の提供義務あり
- 情報提供の記録は情報提供ネットワークシステムに保存
- 情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者には秘密保持義務あり

## 個人情報保護法等の特例(第24条～第30条)

- 情報提供ネットワークシステム上の情報提供の記録について、マイ・ポータル又はその他の方法により開示
- 任意代理人による特定個人情報情報の開示請求等が可能
- 本人同意があっても特定個人情報情報の第三者への目的外提供は原則禁止
- 地方公共団体等は、特定個人情報情報の適正な取扱いの確認のための必要な措置を講ずる。5

# 第4章 個人番号情報保護委員会(第31条～第51条)

## 設置、所掌事務(第31条～第34条)

- 内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる三条委員会として設置
- 所掌事務
  - ・特定個人情報取扱いに関する監視又は監督
  - ・特定個人情報保護評価に関する事 など

## 組織、任期等(第35条～第51条)

### ○組織・任期等

- ・委員長及び6人の委員をもって組織。任期は5年。(委員のうち3人は、非常勤)
- ・委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- ・委員は、個人情報の保護に関する学識経験者、情報処理技術に関する学識経験者、社会保障制度や税制に関する学識経験者、民間企業の実務経験を有する者、地方公共団体の全国的連合組織の推薦する者等で構成
- ・委員長、委員、職員等の守秘義務、給与、政治運動等の禁止等を規定

### ○業務

- ・委員会は指導、助言、勧告、命令、報告及び立入検査の実施権限、委員会規則の制定権あり
- ・委員会は内閣総理大臣に対し、特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べる事ができる
- ・委員会は毎年国会に処理状況を報告し、公表

## 第5章 法人番号(第52条～第55条)

---

○国税庁長官は法人番号を指定、通知。法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表。ただし、人格のない社団等の所在地等の公表は予め同意のあるものに限る。

○国税庁長官は法人番号の指定を行うために、法務大臣に商業登記法による会社法人等番号その他の登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

○行政機関の長等は、特定法人情報の授受の際、法人番号を通知して行う。

○法人番号については、利用範囲の制限等がなく、民間でも自由に利用できる。



## 第6章 個人番号カード(第56条)

---

○市町村長は、申請により、個人番号カード(氏名、住所、生年月日、個人番号、顔写真等を記載)を交付しなければならない。

○カード記載事項に変更があったときは、その変更があった日から14日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。

○個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

○上記の市町村の事務は、法定受託事務とする。

○市町村の機関は、条例で定めるところにより、個人番号カードを利用することができる。

# 第8章 罰則(第62条～第72条)

## 個人番号を利用する者に関する罰則(第62条～第64条、第66条)

- 正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供(個人番号利用事務等に従事する者等)  
⇒4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
- 不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用(個人番号利用事務等に従事する者等)  
⇒3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
- 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用(情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者)  
⇒3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
- 特定個人情報記録された文書等を収集(国の機関等の職員)  
⇒2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

## 個人番号等を不正に取得する行為等に対する罰則(第65条、第70条)

- 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得  
⇒3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
- 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受ける行為  
⇒6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 個人番号情報保護委員会に関する罰則(第67条～第69条)

- 職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用(委員会の委員など)  
⇒2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 委員会の命令に違反(委員会から命令を受けた者)  
⇒2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 委員会による検査等の際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等(委員会による検査の対象者)  
⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※上記については、必要に応じて国外犯処罰規定、両罰規定を設けている。

# マイナンバー法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、関係法律の規定の整備を行うため、所要の措置を講ずるもの。

## 本法で規定の整備を行うのは27法律

### ○個人番号関係(但し、利用範囲関係以外)

- ・地方自治法の一部改正(1条、2条)
- ・国民年金法の一部改正(10条、11条)
- ・住民基本台帳法の一部改正(17条～23条)
- ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正(28条、29条)
- ・総務省設置法の一部改正(39条～41条)

### ○利用範囲関係

- ・地方税法の一部改正(5条)
- ・租税特別措置法の一部改正(8条、9条)
- ・国税通則法の一部改正(12条、13条)
- ・所得税法の一部改正(15条、16条)
- ・内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正(25条、26条)

### ○個人番号情報保護委員会関係

- ・特別職の職員の給与に関する法律の一部改正(3条、4条)
- ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(33条)
- ・国家公務員法の一部改正(34条)
- ・国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正(35条)
- ・内閣府設置法の一部改正(37条、38条)

### ○法人番号関係

- ・投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正(6条)
- ・信託法の一部改正(6条)
- ・信用金庫法の一部改正(7条)
- ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正(7条)
- ・労働金庫法の一部改正(7条)
- ・資産の流動化に関する法律の一部改正(7条)
- ・商業登記法の一部改正(14条)
- ・保険業法の一部改正(24条)
- ・財務省設置法の一部改正(42条)

### ○個人番号カード関係

- ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正(30条～32条)
- ・地方公共団体情報システム機構法の一部改正(36条)

### ○罰則関係

- ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正(27条)

### ○附則(施行期日)

# 地方税分野における対応

# マイナンバー法案（抄）

## （利用範囲）

第六条 別表第一の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

## 2 略

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

## （特定個人情報の提供の制限）

第十七条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

## 一～六 略

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法の規定により国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

## 九～十三 略

# マイナンバー法案（抄）

## 別表第一（第六条関係）

十六 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
十七 国税庁長官	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十九 都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの

## 別表第二（第十七条、第十九条関係） ※地方税分野が提供を受けるもの。

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十七 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
二十八 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
二十九 厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

## 第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性

### 6. その他

社会保障・税番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するためには、納税者や事業者の方々に申告書や法定調書に「番号」を記載して頂くといった手続が必要となる。これらについては、平成24年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）の整備法において、所要の措置を講ずることとする。

また、納税者利便の向上策や、「番号」の告知・本人確認の実効性向上のための措置、法定調書の拡充等については、マイナンバー法及び同法の整備法成立後、納税者・事業者の負担等にも配慮しつつ、引き続き検討する。

【別紙3】

### 社会保障・税番号制度導入に伴う税制上の対応

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成24年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）の整備法等において、次に掲げる所要の措置を講ずる。

#### (1) 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加

##### ④ 地方公共団体に提出する申告書等の記載事項

地方公共団体に提出する申告書等に記載すべき事項に、次に掲げる者の「番号」を追加する。

イ 当該申告書等を提出する者

ロ 申告書等に記載された個人住民税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

ハ 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

ニ その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

##### ⑤ 地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項

地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項に、給与支払報告書等の提出義務者、給与支払報告書等の対象となる給与等の支払を受ける者その他給与支払報告書等に記載すべき者の「番号」を追加する。

#### (4) 施行時期

##### ① 原則

マイナンバー法における「番号」の利用開始日（以下「番号利用開始日」という。）の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日の属する年分以後の所得に係る個人住民税等の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税等の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書、同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書、同日以後に提出すべき申請書、届出書その他の税務関係書類（申告書及び法定調書を除く。）並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。

情報提供ネットワークシステムを通じて  
提供をうける地方税分野での事務①

未定稿

別表2				想定している 具体的な事務	求める情報
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報		
27 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	国民健康保険税の減免	医療保険の加入・支給に係る情報又は保険料の支払に関する情報
		都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村民税の障害者控除の適用	障害者手帳等に関する情報
				軽自動車税の減免	
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村法定外普通税、水利地益税等、法定外目的税の減免	生活保護受給情報
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの		市町村民税の課税	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無	
			市町村民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨等	



情報提供ネットワークシステムを通じて  
提供をうける地方税分野での事務②

未定稿

別表2				想定している 具体的な事務	求める情報
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報		
27 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	国民健康保険税の課税	所得の額
				国民健康保険税の課税 (病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例)	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	国民健康保険税の特別徴収(対象者の通知(年金保険者→市町村))	年金額等
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	国民健康保険税の課税の特例	雇用保険受給資格者証の情報

情報提供ネットワークシステムを通じて  
提供をうける地方税分野での事務③

未定稿

別表2				想定している 具体的な事務	求める情報
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報		
28 都道府県 知事	地方税法その他の 地方税に関する法 律及びこれらの法 律に基づく条例によ る地方税の賦課徴 収に関する事務で あって主務省令で 定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報で あって主務省令で定 めるもの	個人事業税・自動車 税・自動車取得税の減 免	障害者手帳等に関す る情報
		都道府県知事等	生活保護関係情報で あって主務省令で定 めるもの	個人事業税、道府県 法定外普通税、狩猟 税、水利地益税等、法 定外目的税の減免	生活保護受給情報
		市町村長	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	狩猟税の課税	道府県民税の所得 割額、控除対象配偶 者又は扶養親族の 該当の有無
29 厚生労働 大臣又は 共済組合 等	地方税法その他の 地方税に関する法 律及びこれらの法 律に基づく条例によ る地方税の賦課徴 収に関する事務で あって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報で あって主務省令で定 めるもの	国民健康保険税の特 別徴収(税額通知)(市 町村→年金保険者)	特別徴収税額等

# 情報提供ネットワークシステムを利用した所得情報の提供

- 社会保障分野の多くの制度において個人住民税の課税総所得金額、税額（非課税か否かも含む）等を基準として 補助等が行われており、手続において、所得証明書等の添付が求められている。



情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供することにより、所得証明書等の添付書類の削減ができる。

## 所得証明書の添付が省略される手続の例

### 【年金分野】

- 国民年金保険料の免除申請に関する手続
- 老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する手続
- 遺族厚生年金等の裁定請求に関する手続

### 【福祉分野】

- 児童扶養手当の支給申請に関する手続
- 特別児童扶養手当の支給申請に関する手続
- 養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する手続

### 【医療・介護分野】

- 高額療養費等の決定、高額医療・高額介護合算制度に関する手続

### 【その他】

- 職業訓練受講給付金の支給に関する手続
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する手続

**税務分野（地方税）において、納税者の利便性向上の観点から、国民に提供する具体的なメリット**

納税者の負担軽減		事業者の負担軽減
添付書類の省略	マイ・ポータルを通じた情報提供	支払調書の提出先の一カ所化
<p>○<u>社会保障分野における手続きで求めている添付資料を省略</u></p> <p>➢ 所得証明書</p> <p>（情報連携により、所得情報を市町村から社会保険事務所等に提供）</p> <p>○<u>地方税に係る手続きで求めている添付書類を省略</u></p> <p>（検討中の具体例）</p> <p>➢ 地方税の減免措置の際に必要な障害者手帳など</p>	<p>○<u>地方税の課税、納税状況に関する情報</u></p> <p>（検討中の具体例）</p> <p>➢ 所得証明書の情報</p> <p>➢ 確定申告を行う際に参考となる個人事業税等の納税状況</p>	<p>○<u>市町村と国に提出する給与・年金の支払調書の電子的な提出先の一カ所化</u></p> <p>（従業員の住所地の市町村ごとに提出していた支払調書について、1カ所の電子窓口へ送信すれば、国も含めて必要な提出先に提出されるようにすることを検討。）</p>

○今後、マイ・ポータル等の検討状況、納税者のニーズ、システム整備等に係る官・民のコスト、適正かつ円滑な税務執行の確保等の観点を踏まえ、具体案を検討